

2016（平成 28）年度

年度計画

自 2016（平成 28）年 4 月 1 日

至 2017（平成 29）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
(1) 対日直接投資の促進	1
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	3
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援.....	4
(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献.....	8
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
(1) 一般管理費及び業務経費の効率化	10
(2) 組織体制・運営の見直し	10
(3) 調達方法の見直し.....	11
(4) 人件費管理の適正化	11
(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営	11
(6) 民間委託（外部委託）の拡大等.....	12
(7) 業務の電子化.....	12
3. 財務内容の改善に関する事項	12
(1) 自己収入拡大への取組.....	12
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	12
(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し.....	12
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	12
4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	13
5. 財産の処分に関する計画	13
6. その他業務運営に関する重要事項	13
(1) 人事計画	13
(2) 内部統制	13
(3) 情報管理	14
(4) 情報セキュリティの強化	14
(5) 安全管理	14
(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上	14

独立行政法人日本貿易振興機構 2016 年度計画

独立行政法人通則法第三十一条第一項に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「機構」）の 2016 年度〔2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日〕の業務運営に関する計画（以下、「年度計画」）を次のように定める。

機構は、第四期中期目標・中期計画を踏まえ、また、2015 年 6 月に決定された「日本再興戦略 改訂 2015」に掲げられた目標の達成に貢献すべく、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、我が国中堅・中小企業の海外展開支援、の 3 本柱に重点を置く。中でも、2015 年 10 月に大筋合意された環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の成果を最大限に活用するため、対日直接投資の促進と、我が国企業の海外展開支援に関する業務を加速させる。特に後者に関しては、2015 年 11 月に策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、「新輸出大国コンソーシアム」の事務局として、官民の支援機関の連携と外部専門家の活用等を通じて、我が国中堅・中小企業の海外展開支援を強化する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）対日直接投資の促進

政府目標である「2020 年における対内直接投資残高の 35 兆円への倍増（2012 年比）」に向けて、2016 年度は、我が国のグローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）実現に資すべく、高付加価値拠点の誘致拡大、地域への外国企業誘致の強化、アジア・新興国等での誘致活動の拡充、外国企業の誘致機能・日本企業との協業マッチング支援の強化を進める。

① 高付加価値拠点の誘致拡大

環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービス等の分野を中心に、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件の誘致活動を行う。加えて、産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれる拠点等の高付加価値拠点の誘致を図る。そのために、日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う「産業スペシャリスト」及び企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「対日投資誘致専門員」を国内外の事務所に配置するとともにグローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金等のスキームを活用する。

② 地域への外国企業誘致の強化

外国企業誘致に積極的で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体との誘致活動を強化する。各自治体の外国企業誘致施策のフェーズに応じて、誘致戦略の策定、プロモーション、個別企業へのアプローチ、立地支援・フォローアップ等のメニューを提示し、機構との協働を提案する。また、地域における外国企業誘致の受け入れ体制の強化を図るべく、国内主要地域

で広域的に支援を展開する「外資誘致コーディネーター」の導入、自治体等職員向けの誘致研修を行う。

③アジア・新興国等での誘致活動の拡充

対日投資の一層の拡大が期待される中国、台湾、インドなどアジア地域やその他の新興国・地域において、産業スペシャリストや対日投資誘致専門員等の専門人員を重点的に配置し、より効率の高い対日投資関心企業の発掘・支援を行う。在外公館や現地の貿易投資振興機関、経済団体、産業クラスター等とも連携・協力しつつ、特に広報効果・案件発掘が見込めるアジア地域を中心に大規模対日投資シンポジウムを開催する等誘致活動を拡充する。

④外国企業の誘致機能・日本企業との協業マッチング支援の強化

対日投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）における日本拠点設立の支援、拠点設立後の事業拡大・二次投資までをシームレスにつなぐ支援を継続する。また、日本企業に対する M&A 案件・出資案件への支援強化や、環境・エネルギー、ライフサイエンス、観光等の成長分野において優れた技術・製品・ビジネスモデル等を有し、日本での事業拡大を検討している外国企業と、外国企業の有する販路や技術等の活用に関心のある日本企業との協業マッチング支援などを行う。

⑤対日投資促進に資する情報発信の強化

我が国が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知すべく、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動の支援、大型対日投資シンポジウムの開催、海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を積極的に展開する。外国企業の対日投資への関心を喚起すべく、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力、投資インセンティブ情報等を紹介する広報コンテンツを充実させる。

⑥ビジネス環境の改善に資する政策提言

機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリング、「対日投資ホットライン」を通じて寄せられる日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。

⑦東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした外国企業誘致

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業の誘致活動に取り組む。

上記の取組を通じ、2016 年度は投資プロジェクト管理件数 1,200 件、誘致成功件数 115 件（うち、大型等特定誘致案件 15 件以上）の達成を目指す。また、対日直接投資促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円の前倒し」の実現と、地方創生に貢献すべく、2016年度においては、品目別輸出団体等と緊密に連携し、関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出が促進できるよう効果的に事業に取り組む。特に、品目別輸出団体が行う各種調査・PR事業等との連携、専門家による継続的かつ一貫した支援、海外見本市等の充実を図る。

①国別・品目別輸出戦略に沿ったオール・ジャパンでの事業展開

品目別輸出団体が行う各種調査・PR事業等との連携を深化させ、各国市場情報の提供、海外見本市や国内外での商談会の活用等による商流構築の取組支援を行い、各品目での戦略的な輸出促進、オール・ジャパン体制での事業展開に貢献する。また、海外見本市等における品目別団体の出展支援など商流作りの支援を行う。

②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの提供

海外の市場動向や制度情報を収集・蓄積し、事業者迅速かつ容易に輸出先国の市場・規制情報を提供できるよう、ウェブサイトの充実や情報提供の多チャンネル化を図る。また、放射性物質に係る輸入規制を含む輸出入規制・検疫情報について、事業者の課題を把握し、適時情報を発信する。

③輸出事業者に対する一貫支援

輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援するため、輸出プロモーター、海外プロモーター、課題別専門家等を配置し、商談後の事業者フォローアップを強化する。

④海外マーケティング活動の強化

海外有望市場での日本製品のPR、販路の拡大、海外消費者ニーズの把握など、マーケティング活動を強化する。また、代表的な海外見本市において規模拡大を図り、農林水産事業者、JA等関係団体、食品企業等による効果的な事業展開を図る。これらにより、事業者のより円滑な商流構築や、現地系の商流・流通の新たな開拓を図る。

⑤「一県一支援プログラム」の推進と先行事例の取組の共有化

「一県一支援プログラム」のこれまでの成果を踏まえ、さらなる一次産品輸出の成功事例や、品目間連携・広域連携による共同輸出などの具体的な成功事例の創出を図る。

⑥食と関連製品・サービス産業との連携

機構内の関係部署と連携して、「食」と関連製品を組み合わせた展示やセミナー等プロモーション活動を行うほか、観光等周辺ビジネス、クールジャパンとの連携を通じて、外食産業の海外展開支援や日本製品の輸出に繋がる活動を展開する。

上記の取組を通じ、2016年度は輸出支援件数（延べ社数）3,200件、輸出成約金額（見込み含む）125億円の達成を目指す。また、農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。

（3）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

我が国企業の海外展開を推進するため、自治体、関係機関等とも連携しつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援を行う。また、海外進出した日系企業に対しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。特に本年度は、TPP協定の活用促進に向けた支援事業や、第6回アフリカ開発会議（TICADVI）開催に合わせたアフリカ進出支援事業等を進める。

①海外ビジネス情報の提供

貿易投資に関する各種制度情報・商習慣・統計・関税率等、ビジネスに直結する情報・資料を収集・整備し、企業等に提供する。特に、TPP発効を見据えて、既存の経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）の解説・活用、TPP関税率情報等を提供する。また、中堅・中小企業等の国際ビジネス具体化支援のため、海外ブリーフィングやミニ調査などの「BSS（ビジネス・サポート・サービス）」の一層のサービス向上を図る。海外ビジネスの初心者も含めて幅広く、ビジュアルによりわかりやすくヒントを提供する手段として、情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作しテレビ放映するとともに、ウェブサイトを通じて配信する。

②オンラインでの情報提供等

貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資Q&Aや、政府調達情報をウェブサイト経由で提供する。輸出に取り組む事業者に不可欠な貿易実務について、各種講座をオンラインで提供するとともに、企業ニーズに応じて、新講座の開設準備を進める。引き合い案件データベース（TTPP）に関し、国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意しながらデータベースの管理・運営を行う。また、TTPPの利用状況を分析し、活用促進に向けた効果的なPR等の方策を検討する。さらに、海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）」を通じて、世界の展示会情報を提供する。

③TPPの活用に向けた我が国企業の海外展開支援

TPP協定による世界市場の変化が予測される中、そのメリットを最大限活用して海外ビジネス展開を進めようとする我が国中堅・中小企業の支援強化に向け、外部専門家を活用して個々の企業の海外展開フェーズに応じたハンズオン支援を実施する。また、他の支援機関と連携した「新輸出大国コンソーシアム」の事務局を円滑に運営し、我が国企業を適切な支援事業に誘導し、海外展開までの一貫した支援を図るとともに、海外展開未経験企業を広く発掘し総合的な支援を行う体制を構築する。

④中小企業の海外展開人材の育成・活用

中小・中堅企業の海外展開の課題となっているグローバル人材育成・確保に貢献するため、「国際化促進インターンシップ事業」を実施する。また、留学生など外国人の高度人材の活用促進を図るべく、外国人の活用事例等を紹介するセミナーを、関係府省と連携して国内各地で開催する。

⑤現地進出企業向け支援

既進出日系企業が抱える数々の操業上の課題解決を支援するため、「海外投資アドバイザー」による相談対応に加え、より専門的な知見を必要とするトラブルや相談等については、法務・労務・税務の外部専門家を活用した支援を提供する。また、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を通じて現地の関係機関との連携を図り、第三国における市場拡大や調達支援、および進出国での販路開拓等にかかる支援を行い、進出日系企業の現地でのビジネス拡大に貢献する。

⑥我が国が強みを有する重点分野における取組の強化

(i) サービス分野

新たなハンズオン支援の取り組みとして、国内相談窓口を開設し、企業担当制登録アドバイザーが地域の中堅・中小・小規模サービス事業者からの相談に対応する。また、主要市場に関するマーケティング調査、ミッション派遣、国際的なサービス産業関連の見本市への出展を行う。さらに、TPP協定発効後に各国で流通業の参入規制が緩和されることを見据え、大手コンビニと連携して、中小企業製品の販路拡大に向け、海外のコンビニ実店舗を活用したテスト販売等の支援を行う。

(ii) クリエイティブ分野

映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野を対象に、海外市場情報の提供やマッチング支援、日本ブランドの発信を行う。世界各地からバイヤーが集まる主要マーケットにおいて、業界団体と共催・協力し、継続的な取引に向けたビジネス支援を展開するとともに、日本のコンテンツの総合的な情報発信拠点としてのナショナルパビリオンを運営し、ジャパン・ブランドの発信を行う。

(iii) ヘルスケア分野

政府が推進する医療・介護分野のアウトバウンドの促進に向け、健康長寿分野では、新興国において我が国の関連産業の優位性を示せるよう主としてB to C向けの広報事業等を実施する。ライフサイエンス（医療機器、バイオ医薬品関連）分野では、日本企業と外国企業とのビジネスマッチング機能を強化する。このため、巨大マーケットであり、かつトレンドの発信地である先進国、そして日本企業の進出ニーズの高い新興国における市場開拓を、商談会や情報発信等を通じ、効果的に実施する。

(iv) 生活関連分野

世界的な流行発信地である欧米での有力見本市において、我が国中小企業の出展支援を行

うほか、業界団体等との連携によるジャパン・ブランドの発信や、さらなる裾野の拡大に向けて、代理店・バイヤー等の招聘を実施する。また、日用品分野におけるアジア新興国向けの販路開拓支援について、現地での商談会や有力バイヤーを招聘しての国内商談会の開催を中心に進めるとともに、成長著しい越境EC市場の需要の取り込みを図るため、当該市場における商流構築に向けた支援に取り組む。

(v) 機械・部品等

国際競争力を有する工作機械・工具、産業機械、素形材、環境機器、防災機器分野等を中心に企業支援を行う。また、「モノ」の輸出のみならず、知的財産の活用によるライセンス契約や技術提携、共同開発等も含めた海外展開を支援する。主に消費者家電、ロボット等の分野を対象として、中小企業のほかベンチャー企業や知的財産の活用に積極的な中堅企業も含め支援する。さらに、今後の成長が期待される新たな産業分野として、航空宇宙分野における取り組みを行う。

(vi) インフラ分野

基礎情報提供から案件獲得支援までをカバーするコーディネーターの配置、個別インフラ案件情報を提供するインフラマップの作成、国内外におけるセミナー開催による情報提供、展示会・商談会等を活用したマッチングの支援、相手国・機関等への日本人専門家の派遣、相手国キーパーソンの招聘等を通じて、初期段階から受注に至るまでの一貫した支援を行う。また、日本のプラント・省エネ技術売り込みのためのプラント・省エネ診断事業の専門家派遣、招聘等の支援を継続するほか、中進国以上の民活・PPP案件を対象に、企業提案によるプレFSの支援を新たに行う。

⑦新たに海外展開に取り組む中小企業への支援

これまで海外展開を行っていなかった中小企業等への支援を拡大し、海外展開の裾野を拡大すべく、海外見本市に比べ広く参加機会を提供することができる代理店・バイヤーを招聘した商談会に重点を置いた支援を行う。また、着実に販路開拓につなげられるよう、スキルアップセミナーやワークショップ、個別相談等の商談会前の事前準備にかかる支援を充実させる。商談後においては、国内外に配置する専門家も活用し、見込みのある海外バイヤーとの継続的なコンタクトを維持し、フォローアップを通じて早期の成約を図る。

⑧相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施

日本の通商政策を踏まえ、TICADVIを契機にアフリカ等のビジネス開発支援を強化し、途上国政府等との連携強化を踏まえた産業協力事業を実施するとともに、ポリュームゾーンへの市場開拓の促進などを通じて、我が国企業活動の円滑化に貢献する。また、産業協力の一環としてFOODEX JAPANへの途上国企業の出展支援や、一村一品マーケット空港展を実施する。

⑨地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献

貿易情報センターが中心となり、意欲ある自治体や地方の商工団体等と連携して、地域の

魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組と、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。その際、企業の海外展開支援をより効果的に行うため、機構と覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。

⑩クールジャパンの推進と訪日観光の誘客

クールジャパンの推進に向け、政府機関や業界団体等と連携し、ジャパン・ブランドの発信を支援する。海外の有力な B to C イベントの活用や連携を通じて、日本企業にマーケティング機会を提供するほか、クールジャパン官民連携プラットフォームへの参加を通じ、オール・ジャパンの取組みにも貢献しつつ、海外の視点を大切にしたクールジャパンイベントの組成に努める。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本のライフスタイルの世界への発信のためのジャパニーズライフスタイルの作成、観光誘客、復興支援・地方創生への貢献につながる外国要人招聘等を実施する。2016年夏のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、関係府省庁と共にジャパン・ハウスに出展し、対日投資やクールジャパン、産業観光の広報を実施する。

さらに、訪日観光と連動した産業観光事業を拡充し、地域が地場産業を核に外需を稼げるよう支援する。特に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」と、観光庁、日本政府観光局（JNTO）、経済産業省との四者行動計画に基づき、日本各地の産業観光情報を収集し、国内外の有力な観光博等のイベントにおける PR 活動に協力していく。

⑪アフリカ及びイラン・キューバ等フロンティア市場におけるジャパン・ブランドの発信

TICADVI の機会にジャパン・ブランドを発信すべく、機構が中心となってジャパン・フェアを開催する。日本のブランドイメージが十分普及していない新興国市場や、経済制裁が解除されたイランやキューバ市場等においても、ジャパン・フェア等の展示会を開催する。また、2017年アスタナ国際博覧会における日本政府の参加機関として、メインテーマ「未来のエネルギ―」に沿った魅力ある出展を実現できるよう準備を進める。

⑫知的財産を活用した海外ビジネスの拡大

中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行う。また、冒認出願等により、現地で日本企業が訴えられるリスクを低減するため、海外展開前に商標先行登録調査による支援を行う。さらに侵害対策として、模倣対策・知財動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応に加え、流通経路や製造元を特定する侵害実態調査による支援や、権利行使の支援を行うほか、現地企業から権利侵害との訴え又は警告を受けた場合の係争費用も支援する。そのほか、新たに冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟費用を補助する。海外では、在外日系企業からの相談対応を通じて意見集約をはかり、各国政府への改善要望等を行う。また、侵害発生国政府機関等と連携し、真贋判定等のセミナーを開催する。

機構の海外展開支援事業の参加企業と知財支援事業の参加企業に、それぞれ他事業の活用を促すなど、機構事業において知財事業が横断的に活用されるよう取組みを強化する。さらに、新たな取り組みとして、地域団体商標の海外展開を促進するため、ブランド戦略策定、プロモーション促進等の支援や海外進出先での営業秘密漏洩問題の対策強化を行う。

⑬イノベーションの促進とルール（規制、基準・認証等）に係る情報収集・発信

革新的な技術やビジネスモデルを有するものの、海外のパートナーや資金調達等の情報不足により海外展開が困難な中堅・中小・ベンチャー企業に対し、起業家ネットワークがあり、専門家、投資家等の活動が活発な海外地域において、起業支援システムを活用して、ビジネス展開を支援する。また、日本企業の強みを活かしたビジネスにつながるような新興国での制度導入調査を行い、業界や地域のニーズを踏まえた事業や支援を行う。

⑭大学との連携

文部科学省による「スーパーグローバル大学創生支援」事業の採択大学を中心に新たに包括的連携協定を締結し、同時に締結済の協定内容を履行していく。

上記の取組を通じ、2016年度は、新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 400 社、輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）3,600 件、貿易投資相談件数 61,800 件、知的財産権等に関わる相談件数 1,500 件の達成を目指す。また、海外展開支援事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。さらに、TPP の活用促進に向けて 2015 年度補正予算が措置されたことを受けて、これらの目標に加え、「新輸出大国コンソーシアム」を通じて、外部専門家を活用し、TPP 協定の発効までに延べ 4,000 社への支援を達成することを目標に、2016 年度中に 2,000 社への支援の実施を目指す。

（４）我が国企業活動や通商政策への貢献

我が国企業の国際ビジネスの具体的な進展に貢献するとともに、我が国の通商政策に資する情報収集・分析・提供を行う。また、ビジネス環境整備に関する調査業務の充実、国内外政府への政策提言の促進を通じて、日本企業の円滑な海外展開を支援する。特に、TPP 協定等の経済連携（FTA、EPA）や各国の産業・企業に関する調査業務に重点を置き、我が国企業の EPA 活用の促進、新たな海外展開や海外展開の拡大に貢献する。

①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供

大筋合意に至った TPP 協定については、各国産業・企業に及ぼし得る影響に関する情報収集を行い、国内外でのセミナー等を通じて、普及・啓発を図るほか、世界の FTA、EPA 等の動向情報も収集する。また、新興国における他国企業の動向を調査する。加えて、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの国・地域別の基礎情報を的確、迅速に収集し、ウェブサイト、出版物、セミナー、企業ブリーフィング等を通じて調査結果の成果普及を図る。また、世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化について、迅速かつ機動的に情報収集する。

②国内外政府に対するビジネス環境整備に向けた政策提言

海外主要都市における基礎的な情報や進出日系企業の実態に関する調査を実施し、ビジネス環境上の課題を明らかにするとともに、関係省庁に情報提供を行うほか、進出日系企業で組織する機関等と連携して、各国政府に対する改善要望を行う。

③通商政策への貢献

我が国企業の TPP 協定の活用促進による新たな市場開拓に資するよう、関係省庁と連携して、企業向け説明会を開催する。また、我が国が交渉中の EPA 等について、情報収集面で政府における政策の企画・実施に貢献するほか、日 EU・EPA、RCEP 等の交渉に貢献すべく、情報提供や現地政府への働きかけを行う。

④アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組

アジア経済研究所は、国立研究開発法人の規定が準用されていることを踏まえ、(a) 人材の確保育成、(b) 適切な資源配分、(c) 事業間の連携・融合、(d) 能力を最大限引き出す研究開発環境の整備、(e) 他機関との連携・協力等を通じて、研究成果の最大化を目指す。

(i) 研究事業

政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組み、政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。また、国際機関や国内外の大学・研究機関等との共同研究を推進する。加えて、地域経済の活性化や国際展開等について、地方自治体とも連携した研究を進める。この他、最新の学術研究動向や産官学のニーズを踏まえ、政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究を実施する。

(ii) 研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに合ったテーマの成果普及を図る。また、国内外における学会及び学術雑誌での論文発表等も積極的に行う。

(iii) 研究交流・ネットワーク・人材育成

アジア経済研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献及び成果普及の一環として、理論の理解と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家の国際機関等への輩出、及び開発途上国の行政機関・公的機関に従事する外国人人材育成を目的として、開発スクール (IDEAS) を運営する。さらに、情報収集・分析能力の強化に向けて、海外の研究機関へ研究員を派遣するほか、地域研究及び開発研究の内外の専門家を客員研究員等として招聘する。国際機関、国内外の大学・研究機関との研究連携を推進し、国内外の学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催などを通じて、研究ニーズの把握、研究ネットワークの拡充及び認知度の向上を図る。

(iv) アジア経済研究所図書館

アジア経済研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料のほか、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の資料を収集、整備、提供する。非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じた資料の電子提供や研究成果データベースのコンテンツ拡充化を進める。

(v) ERIA 支援事業

ポスト ASEAN 経済共同体時代におけるさらなる東アジアの経済圏の一体的な発展と我が国の成長に貢献することを目的として、経済産業省と連携して東アジア ASEAN 経済研究センター (ERIA) への研究支援を行う。

上記の取組を通じ、2016 年度は調査関連ウェブサイトの閲覧件数 183 万件、政策担当者及び企業関係者等へのブリーフィング件数 5,100 件の達成を目指す。また、調査、研究等の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務（補正予算を除く）について、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行う。また、各事業については、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。

(2) 組織体制・運営の見直し

①本部組織

ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。

②アジア経済研究所

研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、内部査読を組織的に実施する。産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。

③国内事務所

国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、機構と覚書 (MOU) を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。

なお、地域貢献等における具体的成果を創出するに当たり、都道府県ごとのきめ細かな体

制と大阪本部及び全国 7 カ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。

④海外事務所

海外事務所については、政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた効率的な業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

(3) 調達方法の見直し

調達については、迅速かつ効果的な調達の観点から、全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）を踏まえて策定する「平成 28 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」に掲げる目標を達成する。

(4) 人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を促すため、第四期中期目標期間中に増大することが見込まれる機構の役割を果たすため必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。また、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。

(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に 1 度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。

国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定し、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。また、事業評価を通じて、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

(6) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。

(7) 業務の電子化

機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、ノートPCやWEB・TV会議システム等を活用した場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローを改善しつつ、システムの活用・導入を進める。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入拡大への取組

自己収入の拡大については、国への財政負担を抑制できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化する経営努力を図る。具体的には、展示会等の事業において、適正な受益者負担を引き続き求めるとともに、ジェットロ・メンバーズ会員収入や外部からの負担金、受託収入の増加を目指す。これに向けて、大学との包括的協定の中での講師派遣、個別企業や業界団体のニーズに応じた受託調査実施体制の整備、オンライン講座のメニュー拡充などの具体化のための検討を進める。

なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求める際に、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を図ることで研究財源の確保に努める。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績を管理するとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有資産については、詳細情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。

職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫納付手続きを滞りなく進めるとともに、職員宿舎見直し計画を着実に実施する。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく

示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとめりにごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。

4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
別添のとおり。

5. 財産の処分に関する計画
なし

6. その他業務運営に関する重要事項

（1）人事計画

①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置

中期計画を踏まえ、管理部門・調査部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所及び重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を視野に入れ、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を引き続き強化する。また、農林水産物・食品の輸出促進、新興国展開支援等の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。

②人材多様化に向けた取組

出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。また、外国人の採用を拡大するとともに、海外事務所においてはナショナル・スタッフの管理職ポストへの登用も検討するなど、積極的な活用を行う。加えて、専門性を有する高度専門人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることで人材の多様化に取り組む。

③人材育成の推進

人材育成については、各職員の生産性・専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を行う。その他、階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成も進める。

④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組

ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。

（2）内部統制

中期目標で示された内部統制の充実化に向け、以下の方策を引き続き実施する。

- ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。
- ・ 内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。
- ・ アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。

(3) 情報管理

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成 13 年度法律第 140 号)に基づき適時、正確な情報公開を行う。

個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)に基づいた情報の管理・保護を徹底する。

(4) 情報セキュリティの強化

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウィルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。

また、機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。

(5) 安全管理

テロ等の突発的な事件、大地震、洪水等の天災等の非常事態に対応するため、外務省海外安全情報・危険情報のレベル 2 以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張(駐在員の移動を含む)の実施に際し、リスク・アセスメント(安全対策を含む)の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全施策を体系的に実施し、安全確保に努める。また、海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携強化を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。さらに、円滑な安全施策の実施のため、規定、マニュアルの不断の見直しを行う。

(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上

民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために 2014 年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、2015 年度から開始した全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。さらに、ウェブサイトを設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。

○予算（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	合計
収入						
運営費交付金収入	3,467	2,456	14,508	6,718	2,806	29,955
国庫補助金収入	1,000	1,416	2,557	174	—	5,147
受託収入	183	103	2,386	333	—	3,004
うち国からの受託収入	150	—	1,995	328	—	2,472
うちその他からの受託収入	33	103	391	5	—	532
業務収入	338	571	1,955	529	9	3,402
その他の収入	—	—	—	70	19	89
計	4,987	4,546	21,407	7,823	2,834	41,597
支出						
業務経費	4,828	4,438	18,920	7,520	1,290	36,996
受託経費	162	94	2,182	292	—	2,731
一般管理費	—	—	—	—	1,870	1,870
計	4,991	4,532	21,102	7,813	3,160	41,597

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○収支計画（平成 28 年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	合計
費用の部	4,991	4,535	21,103	7,877	3,154	41,659
經常費用	4,991	4,535	21,103	7,876	3,154	41,658
業務経費	4,802	4,413	18,818	7,400	1,280	36,713
受託業務費	162	94	2,182	292	—	2,731
一般管理費	—	—	—	—	1,834	1,834
減価償却費	27	28	102	183	39	380
財務費用	0	0	0	1	0	1
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	4,983	4,542	21,379	7,865	2,873	41,642
運営費交付金収益	3,445	2,437	14,432	6,672	2,800	29,787
国庫補助金収入	1,000	1,416	2,557	174	—	5,147
国からの受託収入	150	—	1,995	328	—	2,472
その他からの受託収入	33	103	391	5	—	532
業務収入	337	570	1,950	527	7	3,390
その他の収入	—	—	—	70	19	89
資産見返負債戻入	19	16	53	89	47	225
財務収益	—	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—
純利益	△8	8	276	△12	△280	△17
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	3	11	3	4	23
総利益	△6	10	286	△9	△276	6

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○資金計画（平成 28 年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	合計
資金支出	5,158	4,795	22,288	8,107	3,254	43,602
業務活動による支出	4,968	4,513	21,028	7,767	3,129	41,406
業務経費	4,806	4,419	18,846	7,475	1,293	36,839
受託事業費	162	94	2,182	292	—	2,731
その他の支出	—	—	—	—	1,836	1,836
投資活動による支出	22	19	76	45	10	172
財務活動による支出	6	8	30	90	11	145
翌年度への繰越金	163	255	1,154	204	104	1,879
資金収入	5,158	4,795	22,288	8,107	3,254	43,602
業務活動による収入	4,987	4,546	21,283	7,823	2,834	41,473
運営費交付金による収入	3,467	2,456	14,508	6,718	2,806	29,955
国庫補助金による収入	1,000	1,416	2,557	174	—	5,147
国からの受託収入	150	—	1,995	328	—	2,472
その他からの受託収入	33	103	391	5	—	532
業務収入	338	571	1,831	529	9	3,277
その他の収入	—	—	—	70	19	89
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	171	249	1,006	284	419	2,130

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。